

## 大口町定額減税補足給付金（調整給付）

令和6年6月に実施された定額減

税の対象となる方で、定額減税額が税額（令和6年分推計所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額）から減税しきれなかった方に對して、その額を1万円単位に切り上げて支給します。

### 対象者

定額減税の対象となる方で、定額減税額が税額から減税しきれなかった方

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1805万円を超える方は対象外となります。

※対象となる方には、令和6年7月12日に「定額減税補足給付金（調整給付）関係書類」が郵送されています。

### 給付額

#### ① 所得税分

定額減税可能額3万円×（本人＋扶養親族数※1）－令和6年分推計所得税額ⅡA（Aが0以下の場合は0）

#### ② 住民税所得割分

定額減税可能額1万円×（本人＋扶養親族数※1）－令和6年度個人住民税所得割額ⅡB（Bが0以

下の場合は0）

調整給付額ⅡA＋B（1万円単位で切り上げ）

※1 ①、②の扶養親族は、控除対象配偶者、16歳未満扶養親族を含む。ただし、国外居住者は除く。

### 支給手続き方法および期限

対象となる方には、調整給付金額が記載された確認書が郵送されています。振込先口座等、必要事項をご記入のうえ、本人確認書類「振込先口座確認書類（通帳・キャッシュカードの写し）」を添付して、令和6年10月31日までに同封の返信用封筒で返送してください。

### その他

令和6年分推計所得税額について、令和6年分所得税額が判明した際に調整給付金額に不足がある場合は、不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

### 問合せ先

① 給付金の対象者・給付額・算定に関すること

税務課 ☎95-1112

② 給付金の手続き・振込に関すること  
政策推進課 ☎95-1617

## 特別障害者手当等現況届

## 特別児童扶養手当所得状況届

## 愛知県在宅重度障害者手当所得状況届の提出

受給者の方は、毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要になります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、期間内に必ず提出してください。必要書類は郵送します。

▽愛知県在宅重度障害者手当  
所得状況届

※令和6年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和6年1月1日現在にお住まいの住所地で「令和6年度（令和5年分）課税証明書」を取得の上、提出してください。

### 提出期間

▽特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当  
8月9日（金）から9月11日（水）

▽特別児童扶養手当  
8月1日（木）から30日（金）

### ▽特別児童扶養手当

① 現況届

② 特別児童扶養手当証書

※各手当とも所得制限があります。  
問合せおよび提出先  
ほほえみプラザ1階 長寿くらし課  
☎94-0005-1